

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

資料No.1

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

(単位:ha、%)

五地域区分	現行計画		今回の変更			変更後の計画	
	面積 (①)	割合 (①/県土面積)	拡大面積 (②)	縮小面積 (③)	差引面積 (④:②-③)	面積 (⑤:①+④)	割合 (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	233,749	15.3	4,645	2,845	1,800	235,549	15.4
農業地域(b)	746,882	48.9	0	69	△ 69	746,813	48.9
森林地域(c)	1,175,077	76.9	5	18	△ 13	1,175,064	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(e)	4,956	0.3	0	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,232,675	146.1	4,650	2,932	1,718	2,234,393	146.2
白地地域	8,413	0.6	251	189	62	8,475	0.6
県土面積	1,527,889	100.0	0	0	0	1,527,889	100.0

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。(一般的には池、沼、河川等)

注7:「県土面積」は、平成22年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面ページ数)	市町村名	変更前(ha)				変更面積(ha)		変更後(ha)				白地地域の増減(ha)	変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			地域区分		細区分				地域区分		細区分(予定)							
1	花巻都市地域 (P6、P7) 【拡大】	花巻市 (大迫町)	農	636	農用	577	都	2,192	都農	636	農用	577	△ 162	農用地	577	既存市街地(花巻)に隣接し、合併前の旧大迫町の既成市街地を含む区域であることから、現行の都市地域と一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるため、都市地域に編入する。	花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
2	花巻都市地域 (P8、P9) 【拡大】	花巻市 (幸田)	農	426	農用	384	都	464	都農	426	農用	384	0	農用地	384	既存市街地(花巻・東和)の間にある区域であり、市街化が進みつつあることから、現行の都市地域と一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるため、都市地域に編入する。	花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
3	花巻都市地域 (P10、P11) 【拡大】	花巻市 (東十二丁目)	農	12	農用	12	都	191	都農	12	農用	12	△ 27	農用地	12	既存市街地に隣接し、区域内の工業団地への企業立地が増加しており、市街化が進みつつあることから、現行の都市地域と一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるため、都市地域に編入する。	花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
4	花巻都市地域 (P12、P13) 【拡大】	花巻市 (横志田)	農	1,656	農用	1,507	都	1,716	都農	1,656	農用	1,507	0	農用地	1,507	隣接する既存市街地と連担した土地利用がなされており、現行の都市地域と一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるため、都市地域に編入する。	花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
5	花巻都市地域 (P14、P15) 【縮小】	花巻市 (東和町田瀬)	都森	786	農用	248	都	△ 2,845	森	786	農用	248	251	農用地	248	大規模開発計画を前提として都市地域に指定していたが、同計画の見込みがなくなったため、都市地域から除外する。	花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
6	西根都市地域 (P16、P17) 【拡大】	八幡平市 (野駄)	農	82	農用	46	都	82	都農	82	農用	46	0	農用地	60	既存市街地に隣接する、新市役所庁舎建設予定地を含む区域であり、市街化が進む見込みがあることから、現行の都市地域と一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるため、都市地域に編入する。	西根都市計画区域の変更(平成24年3月予定) ※区域区分・用途地域の指定予定なし	東北地方整備局建政部 ・事前協議完了 (平成23年10月) ・協議 (平成24年3月)
			水面等	3														
			道路	7														
			宅地	9														
			その他	3														

整理番号	変更地域名 (図面ページ数)	市町村名	変更前(ha)				変更面積(ha)		変更後(ha)				白地地域の増減(ha)	変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況		
			地域区分	細区分	農	調整	農	△	地域区分	細区分(予定)	都	市街						用途	
7	滝沢農業地域 (P18、P19) 【縮小】	滝沢村 (鶴飼)	都農	4	調整 農用	4	3	農	△ 4	都	4	市街	4	0	農用地 その他	3 1	市街化区域に隣接し、従来より都市的土地利用の需要が高い地区であったが、交流拠点複合施設の建設予定地となったため農業地域から除外する。	滝沢農業振興地域整備計画の変更(平成24年4月予定) ※市街化区域編入予定	東北農政局 ・事前調整完了 (平成23年6月)
8	矢巾農業地域 (P20、P21) 【縮小】	矢巾町 (南矢幅)	都農	7	調整 農用	7	5	農	△ 7	都	7	市街	7	0	農用地 その他	5 2	矢巾町の中心市街地であり、民間開発による住宅団地整備が予定されていることから、農業地域から除外する。	矢巾農業振興地域整備計画の変更(平成24年4月予定) ※市街化区域編入予定	東北農政局 ・事前調整完了 (平成23年6月)
9	矢巾農業地域 (P22、P23) 【縮小】	矢巾町 (藤沢)	都農	9	調整 農用	9	7	農	△ 9	都	9	市街	9	0	農用地 道路 その他	8 1 1	岩手医大の移転等により都市的土地利用が高まってきている区域であり、民間開発による住宅団地整備の見通しがついたことから、農業地域から除外する。	矢巾農業振興地域整備計画の変更(平成24年4月予定) ※市街化区域編入予定	東北農政局 ・事前調整完了 (平成23年6月)
10	北上農業地域 (P24、P25) 【縮小】	北上市 (和賀町 後藤)	都農	49	農用	45		農	△ 49	都	49	用途	49	0	農用地 道路 水面等	45 2 2	隣接する後藤野工業団地の拡張予定地であることから、農業地域から除外する。	北上市都市計画区域の変更(平成24年4月予定) ※工業専用地域に指定予定	東北農政局 ・事前調整完了 (平成21年5月)
11	一関森林地域 (P26、P27) 【縮小】	一関市 (滝沢)	都森 都農森	4	用途	7	3	森	△ 7	都 都農	4	用途	7	0	その他	7	工場敷地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(平成24年)	
12	久慈森林地域 (P28、P29) 【縮小】	洋野町 (大野)	農森	2				森	△ 2	農	2			0	農用地	2	草地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(平成28年)	
13	盛岡森林地域 (P30、P31) 【縮小】	滝沢村 (滝沢)	農森 都農森	3	調整	3	3	森	△ 6	農 都農	3	調整	3	0	その他	6	モトクロス場の造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(平成27年)	
14	盛岡森林地域 (P32、P33) 【縮小】	盛岡市 (玉山区)	農森	3				森	△ 3	農	3			0	その他	3	きのこ栽培施設用地の造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川上流地域森林計画の樹立(平成27年)	
15	盛岡森林地域 (P34、P35) 【拡大】	葛巻町 (田部)	農	5	農用	5		森	5	農森	5	農用	5	0	森林	5	植林により現況が森林になったため、森林地域に編入する。	馬淵川上流地域森林計画の樹立(平成25年)	
合計								拡大 縮小	4,650 △ 2,932					62					

注1:「地域区分」の欄には、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」と、白地地域は「白地」という略称を用いる。

注2:「細区分」の欄には、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。

(3) 変更スケジュール

年月	土地利用基本計画のスケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
平成23年 12月	市町村の意見聴取完了 (12月19日) 国交省との事前調整完了 (12月22日)	案の公表・縦覧				
平成24年 1月	国土利用計画審議会 (1月26日) 国交省との本協議(下旬)					
2月		都市計画審議会(2月7日) 国交省協議(下旬)				
3月	国土交通大臣同意(中旬) 県報告示(下旬)	変更告示(下旬)				
4月			【滝沢、矢巾】 変更告示(上旬) 【北上】 変更告示(中旬)			
5月以降				北上川中流地域森林計画の樹立(H24) 馬淵川上流地域森林計画の樹立(H25) 北上川上流地域森林計画の樹立(H27) 久慈・閉伊川地域森林計画の樹立(H28)		